

## KITEN 広場 使用規則

宮崎グリーンスフィア特定目的会社

### 1. 目的

KITEN 広場（以下、「本広場」という。）は広く一般の利用に供し、催事・イベント等の開催を通じて、まちのにぎわいを創出することを目的とする。

### 2. 催事開催日

原則として、年中無休とする。但し、宮崎グリーンスフィア壱番館の営業日に準じる。また、1回の催事において、開催期間は3か月以内とする。

### 3. 使用可能時間

原則として、午前8:00～午後7:00とする。

### 4. 使用申請手続

- ① 当社が指名する管理人（日本管財株式会社）を通じて、申請者若しくはその代理人（以下、「主催者」という。）が催事の企画書とともに、KITEN 広場一時使用承諾願書（以下、「承諾願」という。）を提出する。
- ② 当社及び管理人にて、その承認・不承認及び条件付承認を決定の上、主催者に通知する。
- ③ 申請者若しくはその代理人は、原則として、催事実施予定日の2週間前までに承諾願を提出しなければならない。
- ④ 本広場の使用料は原則無料とする。但し、本広場の管理上若しくは原状回復費に関して、管理原価（保管警備業務・設備運転業務・設備保守・整備業務・清掃業務等）が発生する場合には、主催者がその実費負担を行うものとする。又、当社が必要であると判断する場合には、原状回復費用等を担保するために事前に管理人が主催者に対して保証金の差入れを要求することができる。

### 5. 不承認及び承認の取り消しについて

- ① 催事の開催により、本広場及びその周辺に混乱又は危険が生じる虞があるとき
- ② 公序良俗又は善良の風俗を害する虞があるとき
- ③ 集团的又は常習的暴力的不法行為を行う集団、反社会的勢力の関与の虞があるとき
- ④ 本広場の管理上若しくは原状回復上の観点から困難であると認められるとき
- ⑤ 主催者の承諾願に虚偽の記載があることが判明したとき、若しくは本規則及び承諾願の遵守事項に違反したとき
- ⑥ 管理人の指導に従わないとき

⑦ その他、当社及び管理人が不適切と認めるとき

#### 6. 関係諸官庁への届出

主催者は、当社及び管理人からの承諾後、関係諸官庁への届出を行うものとし、その届出書の写しを管理人に提出するものとする。また、関係諸官庁から承諾が得られない場合は、承諾を取り消すものとする。

#### 7. 遵守事項

- ① 本広場が公用に供する場所であることを十分理解し、第三者の通行の妨げ、非常時の避難通行の妨げ、並びに近隣に対する騒音とならぬよう、善良なる管理者の注意をもって使用すること。
- ② 当社及び管理人より指示を受けた場合には、理由の如何を問わず、速やかに使用を中止の上、設置物等を撤去すること。
- ③ 事故及び第三者との紛争は、理由の如何を問わず主催者にて責任をもって対処すること。
- ④ 本広場並びに当社の所有財産を破損・汚損させた場合並びに第三者に損害を与えた場合には当社及び管理人に速やかに連絡すること。又、主催者は本広場の使用後には原状回復義務を負い、主催者の責任と費用負担をもって対処すること。
- ⑤ 主催者は本広場の使用につき、集团的又は常習的暴力的不法行為を行う集団など反社会的勢力に関与せず、かつ利益提供を行わないこと。
- ⑥ 本広場の一時使用に際して、禁止事項
  - 1) 公序良俗及び善良の風俗に反した使用
  - 2) 火気・危険物の使用
  - 3) 当社及び管理人が予め指定・承諾した場合以外の使用
  - 4) 設置物の放置
  - 5) 本広場を汚損する行為

#### 8. 附則

本規則は予告なしに変更される場合がある。

平成 24 年 4 月 1 日

東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号  
東京共同会計事務所内  
宮崎グリーンシア特定目的会社  
取締役 海田 雅人

平成 年 月 日

宮崎グリーンズフィア特定目的会社 御中

【申請者】 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

### K I T E N 広 場 一 時 使 用 承 諾 願 書

下記の通りK I T E N 広場を一時使用いたしたく、ご承認願います。  
尚、一時使用に際し、下記内容を遵守します。

記

1. 使用場所 K I T E N 広 場

2. 使用日時 平成 月 日 ( ) { 午前 時 分 } から  
午後 時 分 }  
平成 月 日 ( ) { 午前 時 分 } 迄  
午後 時 分 }

3. 使用目的 (欄内に収まらない場合には別紙にて)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4. 特記事項 (持込物等)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

5. 遵守事項

- ①K I T E N 広場が共用に供する場所であることを十分理解し、第三者の通行の妨げ、非常時の避難通行の妨げ、並びに近隣に対する騒音とならぬよう、善良なる管理者の注意をもって使用いたします。
- ②貴社より指示を受けた場合には、理由の如何を問わず、速やかに使用を中止の上、設置物等を撤去いたします。
- ③事故及び第三者との紛争は、理由の如何を問わず申請者にて責任をもって対処するものとし、貴社に一切の迷惑を及ぼしません。
- ④万一、貴社所有財産を破損・汚損させた場合並びに第三者に損害を与えた場合には、貴社に速やかに連絡するとともに、申請者の責任と費用負担をもって対処いたします。

⑤K I T E N 広場の一時使用に際して、次の行為はいたしません。

- 1) 利益目的の商業行為 (但し、予め承認を受けている場合を除く。)
- 2) 火気・危険物の使用
- 3) 貴社が予め指定・承諾した場合以外の使用
- 4) 設置物の放置 (使用日時を経過したものに関しては設置物を撤去いたします。また、その際に発生した費用については申請者にて負担いたします。)
- 5) K I T E N 広場を汚損する行為

⑥K I T E N 広場の一時使用により、貴社管理仕様以上に共用部の管理 (保管警備業務・設備運  
転業務・設備保守・整備業務・清掃業務等) が必要になったと貴社が判断した場合には、その  
費用を貴社のご請求に基づき申請者が負担いたします。

⑦K I T E N 広場の一時使用を貴社に申請する場合、次のとおり取り進めます。

- 1) 使用日の二週間前までに、貴社に申し込みいたします。(2部提出)
- 2) 施設管理上の理由で貴社にて使用の承諾を頂けない場合には、使用いたしません。
- 3) 一時使用に際して、近隣関係者、所轄官庁と調整が必要な場合には、申請者の責任と費用負担をもって対応いたします。

以上

\_\_\_\_\_ 御中

上記のお申し出を { ・了承  
・条件付で了承しました } いたしました。

\_\_\_\_\_

平成 年 月 日

(管理人)

日本管財株式会社

宮崎グリーンズフィア壱番館 中央管理室 ㊟